

公 告

渡良瀬川河川事務所（砂防）の災害時等応急対策業務
（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年1月20日

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長 塚本 一三

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、渡良瀬川河川事務所が管理する砂防設備等が、災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

渡良瀬川河川事務所(砂防)管内を原則とする。 【別紙－1】

ただし、渡良瀬川河川事務所(砂防)管外において、大規模災害時に渡良瀬川河川事務所(砂防)が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 令和 4年 4月 1日（予定） ～ 令和 7年 3月31日

(4) 協定書（案） 別紙－2のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・路線測量・中心線測量等	10社程度
区分(2)	LP計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	地質調査	5社程度
区分(4)	土石流の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流の監視、応急対策計画検討、砂防施設の設計等	10社程度
区分(5)	土砂災害発生箇所の被害状況調査又は砂防施設等の点検の実施等	10社程度

3. 資格要件

(1) 基本的要件

1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分(1)・(2)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度測量に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているものであること。

上記2. の区分(3)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているものであること。

上記2. の区分(4)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているものであること。

上記2. の区分(5)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度測量又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているものであること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3.(1)2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 平成23年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連業務のうち、上記2. の区分毎に次に示した業務。

区分(1)：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。

区分(2)：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析、のいずれか。

区分(3)：地質調査に関する業務。

区分(4)：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務、砂防施設の設計に関する業務のいずれか。

区分(5)：砂防・地すべりに関する業務

*区分(1)において、路線測量、中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては、業務実績として認めない。

(3) 上記2. の区分(1)・(3)・(5)については、本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県に所在すること。

区分(2)・(4)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

1) 土木関係建設コンサルタント（上記2. の区分(4)・区分(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

2) 地質調査（上記2. の区分(3)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

3) 測量（上記2. の区分(1)、区分(2)、区分(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

(4) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)・(2)について

ア)	測量士
----	-----

区分(3)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設一土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」）
イ	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ	国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査）
エ	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分(4)・(5)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門又は農業部門又は森林部門）
イ)	技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋、又は農業部門：農業土木、又は森林部門：森林土木）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計）
エ)	博士（専門分野：砂防に関する研究）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）
カ)	砂防・急傾斜管理技術者
キ)	地すべり防止工事士

3) 業務経験

・平成23年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務

区分（1）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。

区分（2）：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、

人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析、のいずれか。

区分（３）：地質調査に関する業務。

区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務、砂防施設の設計に関する業務のいずれか。

区分（５）：砂防・地すべりに関する業務

※記載は各区分毎に最大５名（１名１件）までとする。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

※区分（１）において、路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては、実績として認めない。

４）地域精通度

・区分（１）の場合、砂防関連の地形測量業務実績において、

i) 渡良瀬川河川事務所管内における実績

ii) 関東地方整備局における実績

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（２）・（３）・（４）・（５）では地域精通度は評価しない。

５）専門技術力

・区分（２）・（３）・（４）・（５）の場合、配置予定技術者が国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成２９年度から令和２年度末までに完了した業務のうち、

i) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

ii) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

ものについては、専門技術力を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（１）では、専門技術力は評価しない。

４．手続き等

(１) 本協定締結申請者は、３.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、渡良瀬川河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(２) 申請書類

１) 申請書 様式－１

2) 調査票 様式-2~6

(3) 書類配布

渡良瀬川河川事務所砂防調査課にて交付する。交付期間は令和4年1月20日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体(CD-R)を持参すること。

また、渡良瀬川河川事務所公式ウェブサイトでもダウンロード可能である。
(URL<http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/>)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)または電子メール(着信の確認をすること。)のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。

- ファイル形式：・ Microsoft Word (Word2010形式以下のもの)
・ Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
・ Just System-太郎 (Pro1.0.9形式以下のもの)
・ PDF (契約書の写し、TECRISの写し、特記仕様書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し、保有資格を証明する書類等スキャンによる電子化が必要となるものに限る)

電子メールで提出する場合は、一度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

3) 提出場所

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 砂防調査課 調査係

TEL 0284-73-5559

FAX 0284-73-5572

電子メール ktr-watarase-cloud@mlit.go.jp

(5) 記載する業務のTECRIS(登録されていない場合は契約書(業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 渡良瀬川河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。
 - ①提出方法
持参またはメールによるものとする。
 - ②受領期間
令和4年1月20日(木)から令和4年2月18日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。
 - ③提出場所
上記4.(4)3)に同じ。
- 6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3.に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表-1に3.に記した評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※各分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

6. 締結通知

「渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)に関する協定」の締結についての通知は、令和4年3月22日(水)をもって協定締結者に通知する。

別紙一1

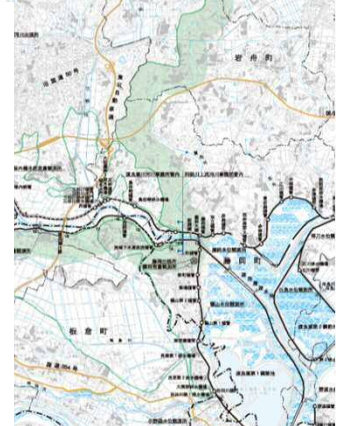
渡良瀬川河川事務所(砂防)

災害時等応急対策業務 (測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)

実施区域図



区分	内容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・路線測量・中心線測量等	10社程度
区分(2)	LP計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	地質調査	5社程度
区分(4)	土石流の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流の監視、応急対策計画検討、砂防施設的设计等	10社程度
区分(5)	土砂災害発生箇所への被害状況調査又は砂防施設等の点検の実施等	10社程度



渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 塚本 一三（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、もしくは甲の直轄砂防区域において発生した災害（直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）若しくは災害の発生が予測された場合について、「災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)（以下、「業務」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

1. 国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の甲が担当する区域。
2. 直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
3. 甲が事業（渡良瀬川河川事務所直轄砂防区域）を施行する区域。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容
区分(1)	地形測量・路線測量・中心線測量等
区分(2)	L P計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、U A V等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等
区分(3)	地質調査
区分(4)	土石流の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流の監視、応急対策計画検討、砂防施設の設計等
区分(5)	土砂災害発生箇所の被害状況調査又は砂防施設等の点検等

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施す

- るための出勤を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出勤要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

- 第6条 乙は、第5条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、渡良瀬川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

- 第7条 甲は、乙に第5条の出勤を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

- 第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

- 第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

- 第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

- 第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

- 第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

（有効期限）

- 第13条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。
2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（その他）

- 第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 4年 3月24日

甲 国土交通省 関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 塚本 一三

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定の締結

区分（１）：地形測量・路線測量、中心線測量等					
評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点		
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件 ・平成23年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式－2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。 *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。	－	－	
		② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。	欠格		
		③ 上記以外	欠格		
所在地による要件	本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県に所在すること。（様式－5）	① 本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県に所在する。 ② 上記以外	－ 欠格	－	
技術要件に関する要件	恒常的雇用関係 配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式－6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	－ 欠格	－	
		配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	技術者資格を評価する。（様式－3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① ・測量士 ② 上記以外の場合	－ 欠格
技術者の経験及び能力	業務経験 平成23年度から公告日までに完了した地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績の有無について評価する。（様式－4） *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。 ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務 *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。 ② 上記以外の場合	10点/件/名 欠格	最高50点	
		地域精進 平成23年度から公告日までに完了した当該事務所・周辺での地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績の有無について下記の順位で評価する。（様式－4） *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。 ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。	① 渡良瀬川河川事務所管内における地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績がある。 *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。 ② 関東地方整備局管内における地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績がある。 *路線測量・中心線測量のみの業務で、地形測量を含まないものについては業務実績として認めない。 ③ その他	10点/件/名 6点/件/名 0点/件/名	最高50点
		評価点計		100点	
区分（２）：L P計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等					
区分（３）：地質調査					
区分（４）：土石流の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流の監視、応急対策計画検討、砂防施設の設計等					
区分（５）：土砂災害発生箇所の被害状況調査又は砂防施設等の点検の実施等					
評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点		
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件 ・平成23年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式－2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（２）：L P計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務、のいずれか。 ・区分（３）：地質調査に関する業務。 ・区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務、砂防施設の設計に関する業務のいずれか。 ・区分（５）：砂防・地すべりに関する業務	－	－	
		② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。	欠格		
		③ 上記以外	欠格		
所在地による要件	本店、支店又は営業所が区分（２）、（４）は関東地方整備局管内に、区分（３）、（５）は群馬県又は栃木県に所在すること。（様式－5）	① 区分（２）、（４）：本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在する。 区分（３）、（５）は本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県に所在する。 ② 上記以外	－ 欠格	－	
技術要件に関する要件	恒常的雇用関係 配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式－6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	－ 欠格	－	
		配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	技術者資格を評価する。（様式－3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 区分（２）：ア）測量士 区分（３）：ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査） エ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級：資格分野を地盤・基礎）（上記ウを除く） 区分（４）（５）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門又は農業部門又は森林部門） イ）技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は農業部門：農業土木、又は森林部門：森林土木） ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計） エ）博士（工学又は農学）（専門分野：砂防に関する研究） オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級） カ）砂防・急傾斜管理技術者 キ）地すべり防止工事士 ② 上記以外の場合	－ 欠格
技術者の経験及び能力	業務経験 平成23年度から公告日までに完了した指定した業務実績の有無について評価する。（様式－4） ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（２）：L P計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。 ・区分（３）：地質調査に関する業務。 ・区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務、砂防施設の設計に関する業務のいずれか。 ・区分（５）：砂防・地すべりに関する業務 ② 上記以外の場合	10点/件/名 欠格	最高50点	
		専門技術力 優良表彰：国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成29年度から令和2年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。	① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ③ その他	10点/件/名 6点/件/名 0点/件/名	最高50点
評価点計			100点		